

市長会見資料
3. 9. 16
食品・生活衛生課

**9月2、3日の立入監査において
保健所が引き受け、飼養している犬を譲渡する際の条件**

- 1 市内に在住していること。
- 2 18歳以上であり、本人確認ができること。
- 3 飼養継続が困難になった場合に備えて、飼養委託できる者を選任できること。
※ 単身住まい者、又は高齢（概ね65歳以上）である者は、身内、親族、知人等に動物の引受け保証人がいること。
- 4 犬を飼養できる住宅に居住していること。
- 5 家族等同居する全員の同意が得られていること。
- 6 飼育中の犬等の合計頭数が10頭を超えないこと。
- 7 動物に関する法令を遵守できること。
- 8 確実な繁殖制限措置を行うこと。
- 9 譲り受けた犬を販売しないこと。
- 10 市、県等の行政機関から調査の申し出を受けた場合は対応し、指導等を受けた場合はその改善措置を講じること。
- 11 SNS（ソーシャルメディア）等、インターネット上に知りえた情報、画像は一切掲載しないこと。（新規）